

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	所管部課(地方機関) の名称	随意契約 とした理由	備考
平成30年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)業務委託	H30.8.6	社会福祉法人 恩賜財団 島根県 済生会 江津総合病院 院長 中澤 芳夫 江津市江津町1016-37	1,809,100	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	当該研修事業は研修内容から高い専門性と研修のノウハウを有し、受講生の研修修了まで確実に実施できる講師数や施設を有する機関である必要があるため競争入札にそぐわない。左記法人は、研修講師となる指導者講習修了者が複数名所属していることや、県西部の者が受講しやすい県西部中央に位置し、自らの施設で一定数以上の研修受講者の受け入れが可能であり、研修に必要な設備・機器等が充実していること、県西部の中核病院として、地域包括ケア体制の推進、人材確保・育成にも力を入れて取り組んでおり、適切な施設や人材養成のノウハウを有していることから当該事業を円滑及び適正に実施することが可能な機関として相応しいと認められるため選定を決定した。	
平成30年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(不特定多数の者対象研修)業務委託	H30.8.6	学校法人 広瀬学園 理事長 余村 望 安来市広瀬町広瀬753-15	1,169,400	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	当該研修事業は研修内容から高い専門性と研修のノウハウを有し、受講生の研修修了まで確実に実施できる講師数や施設を有する機関である必要があるため競争入札にそぐわない。左記法人が設置する島根総合福祉専門学校には研修講師の要件となる指導者講習修了者が複数名所属することや、介護福祉士養成施設として10年以上の運営実績があるため適切な施設や人材養成のノウハウを有していることから当該事業を円滑及び適正に実施することが可能な機関として相応しいと認められるため選定を決定した。	